

令和 2 年 7 月 1 日
北 海 道 大 学

国立大学法人北海道大学名和豊春総長の解任について

1. 文部科学大臣による総長の解任について

令和 2 年 6 月 3 0 日に、文部科学省から本学総長選考会議議長宛てに、同日付けで、名和豊春総長を解任した旨の通知があった。

解任事由は、国立大学法人法第 1 7 条第 2 項に規定する「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当したためである。

2. 本学における解任の申出に至る経緯等について

(1) 名和前総長の解任の申出について（概要）

平成 3 0 年 1 0 月に、本学の顧問弁護士から理事に対して、教職員から名和前総長の非違行為に係る通報があった旨の報告があった。理事は、総長選考会議に検討を委ねることとし、総長選考会議議長（以下「議長」という。）に対してこの旨を通知した。

議長は、事案の重大性に鑑み、同年 1 1 月 6 日に総長選考会議を開催し、総長選考会議は総長選考会議規程第 1 8 条の 2 の規定に基づき、総長選考会議の下に調査委員会を設置し調査することを決定し、調査委員会は同年 1 1 月 2 9 日から調査を行い、平成 3 1 年 2 月 6 日に、議長に調査報告書を提出した。

総長選考会議は、調査委員会からの調査報告書を平成 3 1 年 2 月 1 4 日に、名和前総長宛て通知し、名和前総長は文書及び口頭による意見陳述を行った。

総長選考会議は、調査委員会からの調査報告書と名和前総長からの陳述書及び口頭による意見陳述を踏まえた事実確認及び事実認定について審議を重ね、同年 7 月 4 日の総長選考会議において、名和前総長の解任の申出について審議を行った結果、総長選考会議規程第 1 8 条第 1 項第 4 号に規定する解任事由（その他総長たるに適しないと認められたとき）に該当するものと判断したことから、同年 7 月 1 0 日に文部科学大臣に対して解任の申出を行った。

(2) 名和前総長の非違行為について、総長選考会議が不適切であると認定した事案は、以下に掲げる行為であり、合計で 3 0 件あった。

○役職員に対する総長として不適切な行為（2 0 件）

- 対外的に本学の信用を失墜する行為（2件）
- 本学代表者及び本学研究者としての問題行為（3件）
- 総長としての資質を疑われる行為（5件）

※上記のうち文部科学省が事実確認した事案は合計28件。

（3）総長選考会議の解任の申出の判断理由

総長選考会議は、事実確認の結果を踏まえ、名和前総長が解任の申出事由に該当するか否かを、検討した。

この判断は、名和前総長の総長選考時に示された「望まれる総長像～国立大学法人北海道大学の総長選考基準～（平成27年3月19日総長選考会議。以下「望まれる総長像」という。）」に基づいた。

「望まれる総長像」は、その第1に、「人格が高潔で学識が優れ、社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者であること」を掲げている。

さらに、国立大学法人北海道大学の総長には、基幹総合大学の長として、極めて高い倫理観と規範意識が求められる。

しかしながら、名和前総長の役職員に対する態度は、平成29年4月の総長就任直後から、威圧的にふるまう、過度に叱責する、合理的な理由もなく予定をキャンセルする、不必要な業務を指示する、研究者倫理に反し著作権を侵害することを命じる、合理的な理由もなく前言を覆す、入札の公正さを害するような言動に及ぶといったものであったほか、本学の役職員倫理規程に違反する行為も認められた。

総長として実際に業務を行っていた期間を通じて、相当数の役職員が異なる機会に同種のことを経験しており、名和前総長のコミュニケーション能力の乏しさが認められた。

名和前総長と役職員との信頼関係は修復あるいは再構築することが不可能なほどに毀損され崩壊しており、大学の健全、適切、効果的そして円滑な業務運営に、重大な懸念がもたれた。

対外的にも、非礼かつ尊大な態度で接し、大学の信用を失墜させていた事実が認められた。

以上のことから、名和前総長は「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、総長選考会議は、選考会議規程第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当すると判断した。

(4) 総長選考会議の審議等経過

①平成30年11月6日 平成30年度臨時第1回総長選考会議

総長選考会議のもとに、調査委員会を設置した。

②平成31年2月12日 平成30年度臨時第2回総長選考会議

調査委員会の調査報告書の内容確認及び名和前総長に対する意見陳述の方法等について審議した。

③令和元年5月21日 令和元年度臨時第1回総長選考会議

名和前総長に対して面談の方法による意見陳述を実施した。

④令和元年5月25日 令和元年度臨時第2回総長選考会議

調査委員会の調査報告書と名和前総長の陳述書及び意見陳述の内容の整合性について審議した。

⑤令和元年6月2日 令和元年度臨時第3回総長選考会議

調査委員会の調査報告書と名和前総長の陳述書及び意見陳述の内容の整合性について審議した。

⑥令和元年6月11日 令和元年度臨時第4回総長選考会議

調査委員会の調査報告書と名和前総長の陳述書及び意見陳述の内容の整合性について審議した。

⑦令和元年6月18日 令和元年度臨時第5回総長選考会議

名和前総長に対する追加聴取事項及び調査委員会報告書記載の事案の整理について審議した。

⑧令和元年6月21日 総長選考会議代表者による意見陳述

総長選考会議代表者が名和前総長に対して面談の方法による意見陳述を実施した。

⑨令和元年6月24日 令和元年度臨時第6回総長選考会議

意見陳述の内容の整合性と調査委員会報告書記載の事案に係る事実認定について審議した。

⑩令和元年7月4日 令和元年度臨時第7回総長選考会議

調査委員会報告書記載の事案に係る事実認定について審議した後、総長の解任の申出について審議し、出席委員9名中9名の委員が選考会議規程18条1項4号の解任事由に該当すると判断し、選考会議規程18条3項に定める委員総数10名の3分の2以上をもって総長の解任の申出を議決した。

(5) 総長選考会議構成員（平成30年11月6日～令和元年7月4日、肩書きは当該期間のもの）

- ・石山 喬（議長 日本軽金属ホールディングス(株)元会長）

- ・横山 清 ((株)アークス代表取締役社長, (株)ラルズ代表取締役会長兼CEO)
- ・浅香 正博 (北海道医療大学学長)
- ・長澤 秀行 (国立大学法人帯広畜産大学顧問, 公益財団法人とかち財団理事長)
- ・松谷有希雄 (国際医療福祉大学副学長, 国立保健医療科学院名誉院長)
- ・山本 文彦 (北海道大学文学研究院長)
- ・堀口 健雄 (北海道大学理学研究院長) 【平成31年4月1日～】
- ・吉岡 充弘 (北海道大学医学研究院長)
- ・西邑 隆徳 (北海道大学農学研究院長) 【平成31年4月1日～】
- ・中垣 俊之 (北海道大学電子科学研究所長)
- ・石森 浩一郎 (北海道大学理学研究院長) 【～平成31年3月31日】
- ・横田 篤 (北海道大学農学研究院長) 【～平成31年3月31日】